

2026 年 2 月 10 日

各 位

大分市中島西 2 丁目 4 番 1 号

大分県信用組合

代表理事 吉野一彦

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への 休眠預金等の移管に関する公告

大分県信用組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、休眠預金等活用法という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、次のとおり公告します。

1. 移管対象となる預金等

2015 年 10 月 1 日から 2016 年 9 月 30 日が最終異動日等となる預金等

2. 預金保険機構への納期限

2027 年 2 月 10 日

（休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。）

3. 休眠預金等代替金の支払い請求

預金保険機構への納付日において、当該預金等の預金債権が消滅いたします。ただし、消滅した預金債権に係る預金者であった者は、大分県信用組合を通じて預金保険機構に対し、当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを請求することができます。

詳細につきましては、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上